

統計調査業務における民間事業者の活用の在り方について (論点検討資料)

平成20年6月24日

統計委員会基本計画部会第4WG事務局

統計の品質の維持・向上、報告者の秘密の保護及び適正な受託業務の遂行の確保の観点

統計調査の実施プロセスの管理

【検討の前提】公的統計の品質は、統計の作成プロセスの適正さとその厳守によって証明されるものであり、また、品質を確保する責任は作成主体が負う必要があるため、統計の作成プロセスの決定やその管理・監督等に係る業務は作成主体が直接実施すべきである。



【基本的な考え方】公的統計の作成主体は、品質確保の観点から、最終的な品質に関する目標の達成と共に、その作成プロセスも適切に管理する必要があるため、統計調査業務の一部を民間事業者に委託する場合、事業者の創意工夫を活かしつつ、当該管理のために必要な措置を講じなければならない。



【検討の視点】統計調査業務を委託する場合、最終的な品質に関する目標の達成のみを重視すると、その実施プロセスにおいて、国から受託事業者に対し適時・適切に指導・助言等が行われず、受託業務の適正かつ効率的な実施が損なわれる恐れがある。



【方向性】国は、委託業務について、業務の種類(実査、審査等)や調査の特性に応じて、前回調査の実績を踏まえた適切な管理指標を設定し、今回調査での達成状況を勘案しつつ、必要に応じて受託事業者に対し、業務実施回数の増加、関係人員の適正配置等必要な助言、指導等を行うべきではないか。また、当該指標は、これまで十分な検討が行われていないため、今後、研究・開発が必要ではないか。

(参考) 管理指標として想定されるものの例

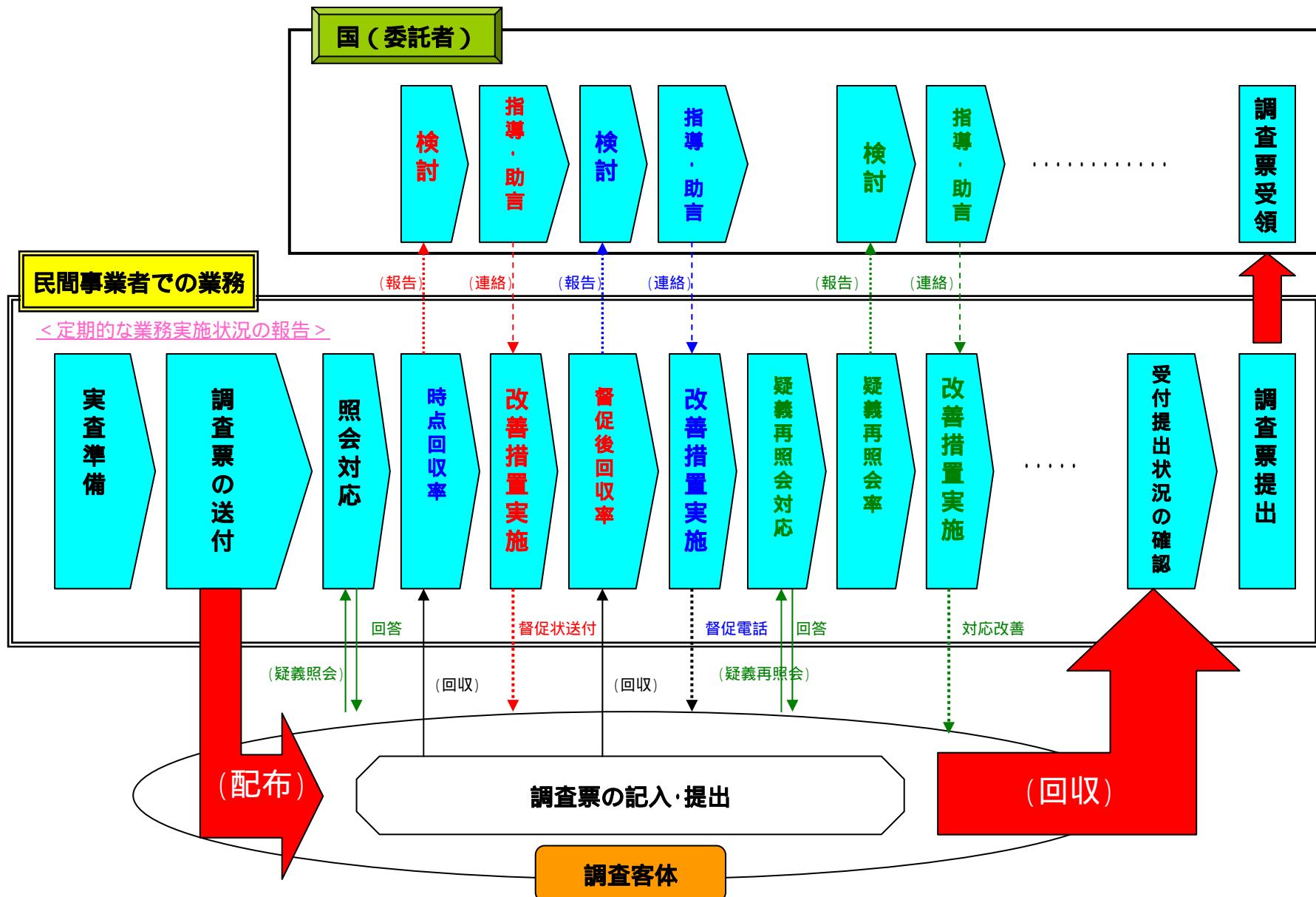
時点回収率：一定時点までに提出された調査票数を調査客体数で除した値

督促後回収率：督促後に回収された調査票数を督促対象者数で除した値

疑義再照会率：疑義の再照会件数を照会件数(純)で除した値

統計調査の実施プロセスの管理のイメージ

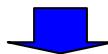
(郵送による実査業務を民間委託した場合)



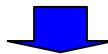
統計調査に対する報告者の信頼感の確保

【検討の前提】公的統計(調査統計)の品質確保のためには、統計調査の全ての実施過程において、報告者の秘密の保護が不可欠である。秘密の保護とは、実質的に秘密が保護されることのみならず、調査に対する報告者の信頼感の確保という意味も含まれる。

(参考)「人口・住宅センサスに関する原則及び勧告」(平成19年2月に国連統計委員会で採択。抜粋)
秘匿情報の保護とは実際の秘匿データ保護を含むだけでなく、一般国民の認知としての保護や内的な安心感という意味合いを含む。



【基本的な考え方】委託業務における報告者の秘密保護のための措置を徹底すると共に、報告者と直接接觸する業務について民間事業者を活用する場合は、調査に対する報告者の信頼感を確保するために十分な措置を講じることが必要。



【検討の視点】国の統計調査関係業務については、これまで多数の民間委託が行われているが、近年、ますますプライバシーや企業情報の保護意識が高まる中、秘密保護措置について報告者から十分な信頼感を得ていないと、調査拒否や虚偽申告等につながる恐れがある。

(参考)「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ)においては、報告者に安心して統計調査に協力してもらえるようインターネットのホームページ等を活用して、当該統計調査名、委託先の民間事業者名、委託業務内容、委託に当たって報告者の信頼確保等の見地から講じた措置等の情報を積極的に公開することとされている。



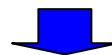
【方向性】報告者と直接接觸する実査業務や審査業務において民間事業者を活用する場合は、個別データ入手入手以降の各業務(実査、審査、集計等)ごとの秘密保護措置の内容を十分に検討した上で、その詳細をインターネットのホームページ等において明示することが必要ではないか。

(参考)個人情報を取り扱う民間企業の場合、そのホームページにおいて、「セキュリティー・ポリシー」として、基本的な方針、技術的な保護措置(アクセス管理、持出制限、不正アクセスの防止等)、組織的な保護措置(管理体制、規定、教育研修等)等を詳細に明示している。

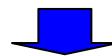
民間事業者の活用推進に関する事項

民間事業者の受託能力の継続的な実態把握及び事業者情報の共有化

【検討の前提】現時点の民間事業者における統計調査業務の履行能力は限られているが、今後、受託経験を蓄積すること等により、徐々に当該能力が向上する可能性がある。



【基本的な考え方】民間事業者の統計調査業務の履行能力に応じた効率的・効果的な委託方法等を検討するため、当該能力に関する継続的な実態把握が必要。



【検討の視点】統計調査業務に直接関係する民間事業者は、市場調査会社、世論調査会社、シンクタンク等様々な業態があり、また、当該業務の一部に関係する民間事業者も、データ入力会社、コールセンター、情報システム会社等多くの業種があり、これらの事業者における当該業務の履行能力を効率的に把握することが民間事業者の活用を推進する上で必要不可欠。



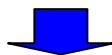
【方向性】関係府省は、統計調査業務に関する民間事業者の団体との意見交換、ヒアリング等を通じて、継続的に民間事業者の統計調査業務の履行能力の実態把握に努めると共に、府省間で事業者情報の共有化を図るべきではないか。

（参考）民間の調査専門機関等で構成される（社）日本マーケティング・リサーチ協会では、平成20年4月に公的統計を受託するための基盤整備を目的として、協会内に「公的統計基盤整備委員会」を設立している。

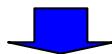
活用効果の検証及び検証結果の共有化

【検討の前提】民間委託による民間事業者の活用推進のためには、P D C Aサイクルの一環として、当該活用の効果等を検証し、委託方法の見直しを行い、その結果を新たな委託の際に反映させていくことが有効。

（参考）「P D C Aサイクル」とは、計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Act）に結びつけ、その結果を次の計画に活かすプロセスのこと、これを繰り返すことにより継続的な改善が図れるというものである。



【基本的な考え方】民間委託による民間事業者の活用の継続的な改善のため、委託業務終了後、当該活用の効果を検証し、その結果を新たな委託の際に活用することが必要。



【検討の視点】関係府省において、民間事業者の活用効果等の組織的な検証が必ずしも十分に行われていない。また、統計調査業務は府省共通的な部分が多いことから、他府省の統計調査における活用効果等の検証結果も参考になると考えられるが、府省間での検証結果の共有化も図られていない。



【方向性】関係府省は、民間事業者の活用効果（品質目標の達成状況、未達成の原因、事業者の創意工夫の効果等）についての十分な検証を実施し、その結果を新たな委託の際に反映すると共に、府省間で検証結果の共有化を図るべきではないか。